

名古屋市立大学医学部履修規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 教養教育科目（第2条—第13条の4）

第3章 専門教育科目（第14条—第20条の2）

第3章の2 他学部との単位互換（第20条の3—第20条の8）

第4章 進級及び卒業要件（第21条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

（一部改正 平成19年達第52号、平成20年達第41号、平成22年達第37号、平成23年達第1号、平成23年達第16号、令和2年達第11号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、授業時間数（教養教育科目にあっては単位数）及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成20年達第41号、令和2年達第11号）

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成27年達第10号）

（単位の計算の基準）

第3条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業形態に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験 45時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成30年達第19号）

（修得必要単位数）

第4条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

（履修の届出）

第5条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期において指定された期

間内に所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

（履修の取消）

第6条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取り消しをすることができる。

（履修方法）

第7条 必修科目は、配当年次において履修しなければならない。

2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）は、重複して履修することはできない。

3 第5条により届け出た授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

4 既に単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。

5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。

6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として指定されたクラス以外で履修することはできない。ただし、指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修できることがある。

（一部改正 平成19年達第52号）

（試験）

第8条 試験は、学期末に行う。ただし、必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。

3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

（追試験）

第9条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、指定された期間内に追試験受験願を提出しなければならない。

（再試験）

第10条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

（一部改正 平成19年達第52号、平成20年達第41号）

（成績）

第11条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

（一部改正 平成19年達第52号、平成22年達第37号）

(再履修)

第12条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

- 2 再履修をしようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。
- 3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラスで履修できることがある。

(一部改正 平成19年達第52号)

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(学外における学修の単位認定)

第13条の2 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

- 2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(一部改正 平成20年達第41号)

(履修登録単位数の上限)

第13条の3 1つの学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める場合を除き26単位とする。

(一部改正 平成22年達第37号、平成30年達第19号)

(単位の取消)

第13条の4 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章 専門教育科目

(授業科目及び授業時間数)

第14条 授業科目は、別表3のとおりとする。

- 2 授業科目の時間数及び配当年次は、別に定める。
- 3 授業科目は、選択制コースを除き必修とする。
- 4 学校推薦型選抜（中部圏活躍型・名古屋市高大接続型）により入学した学生は、MD-PhDコースを履修しなければならない。

(一部改正 平成31年達第9号、令和3年達第8号)

(試験)

第15条 試験は定期試験及び随時試験とする。

- 2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることがある。
- 3 定期試験等による授業科目の成績評価については、当該授業科目について正当な理由なく出席時間数が次の各号に満たない場合、失格とし成績評価を受けることができ

ない。また平常の履修実績等により、教授会の議を経て、学部長が当該授業科目を修得する見込みがないと判断した場合も同様とする。

(1) 実習 その授業時間数

(2) 実習以外の講義等 その授業時間数の7割

4 前3項に定めるもののほか、試験の実施については別に定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成31年達第9号、令和3年達第98号)

(試験の時期等)

第16条 定期試験は、原則として学期末又はその授業の構成単位を終了するときに行う。

2 随時試験は、その授業科目の担当教員が必要の都度行う。

(再試験)

第17条 試験に不合格となった授業科目については、担当教員の許可を得て、再試験受験願を提出することにより、再試験を1回受けることができる。

2 前項にかかわらず、5年次及び6年次に配当又は構成された専門教育科目の試験に不合格となった者のうち、不合格の授業科目が4科目以下の場合、授業科目ごとにさらに1回に限り再試験を受けることができる。

(再試験の時期等)

第18条 再試験は、担当教員の定めるところにより行う。

2 再試験は、遅くとも学年末までには終了し、成績評価を行う。

(追試験)

第19条 学則第36条に規定する追試験を受けることを希望する学生は、事前に担当教員の許可を得て、試験欠席届及び追試験受験願を提出しなければならない。

2 追試験を行う場合の時期等については、前条第2項を準用する。

(一部改正 平成19年達第52号)

(成績)

第20条 成績評価は、試験その他担当教員の定める評価方法により行う。

2 試験の成績は、原則として、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

(1) 90点以上 秀

(2) 80点以上 優

(3) 70点以上 良

(4) 60点以上 可

(5) 60点未満 不可

3 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

(一部改正 平成19年達第52号、平成22年達第37号)

(単位の取消)

第20条の2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

第3章の2 他学部との単位互換

(一部改正 平成19年達第52号)

(授業科目)

第20条の3 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

(履修の届出)

第20条の4 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

(履修の取消)

第20条の5 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

(履修方法)

第20条の6 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、他学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

(単位の認定及び取消)

第20条の7 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書等に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

(その他)

第20条の8 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第1号)

第4章 進級及び卒業要件

(原級留置)

第21条 各学年の進級判定は次に定めるところによる。

(1) 次のいずれかに該当する者は、第2年次に進級できない。

ア 1年次終了時において、第4条に定める修得すべき単位を修得できない者

イ 1年次に配当された専門教育科目を1科目でも修得できない者

(2) 2年次以降、各年次に配当又は構成された単位の専門教育科目（各年次において総合試験が実施される場合は、当該試験を含む。）を1科目でも修得できない者は、次年次に進級できない。

(一部改正 平成23年達第16号)

(再履修)

第22条 2年次から5年次までの次学年に進級できないと判定された者及び6年次にお

いて卒業が不可と判定された者は、原級に留まり、その学年に配当された全科目を再履修しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学部長が指定した専門教育科目については、再履修を要しない。

(一部改正 平成23年達第16号、平成27年達第47号)

第23条 削除

(一部改正 平成23年達第16号、平成27年達第47号)

(除籍)

第24条 学則第30条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する者は、除籍する。

(1) 入学あるいは進級後3年に至っても、なお、次年次に進級できない者

(2) 在学年数が入学後8年に至っても、なお、5年次に進級できない者

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第16号)

(卒業の認定)

第25条 所定の期間在学し、第4条に定める修得すべき単位及び第14条に定める全ての授業科目を修得した者は、卒業資格を認定する。ただし、第14条第4項に定める場合においては、MD-PhDコースを修得することを卒業要件に含めない。

(一部改正 平成19年達第52号、平成23年達第16号、令和3年達第8号)

第5章 雑則

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(一部改正 平成23年達第16号、平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

1 この達は、発布の日から施行する。

(名古屋市立大学医学部履修規程の廃止)

2 名古屋市立大学医学部履修規程（平成8年名古屋市立大学達第18号）は、廃止する。
(経過措置)

3 この達は、平成18年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成17年度以前に入学した学生にも適用する。

4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

5 平成18年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、この達の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第10条、第11条、第20条及び第21条の2から第21条の7の規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第41号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条、第1条の2、第10条及び第13条の2並びに第6項の規定は、平成19年度以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 平成19年度以後に入学した学生で原級留置となった学生は、第21条及び第24条の規定にかかわらず、その学年に配当された全科目を再履修しなければならない。
- 7 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）
(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成26年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。ただし、改正後規程別表3の規定（6年一貫コースの部コミュニティ・ヘルスケア卒前教育の款に係る部分に限る。）は、平成25年度に入学した学生についても適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成27年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条の2の規定は、平成27年度以前に入学した在學生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 5 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在學生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成30年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在學生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第9号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成31年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在學生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第8号）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学医学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が定める。

別表 1

区 分		授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単 位 数		
					必修	選択	自由
共 通 科 目	大 学 特 色 科 目	大学生になる	講義	1		2	
		大人になる	講義	1		2	
		社会人になるA	講義	1		2	
		社会人になるB	講義	1		2	
		NCU先端科目：医療系	講義	1		2	
		NCU先端科目：自然・情報系	講義	1		2	
		NCU先端科目：社会科学系	講義	1		2	
		NCU先端科目：人文系	講義	1		2	
		地域社会で活躍する女性	講義	1		2	
		共生社会におけるふれあいネット ワーク	講義	1		2	
		現代社会と人と地域のつながり	講義	1		2	
		名古屋市政を通してみる現代社会 の諸問題	講義	1		2	
		E S Dと地域の環境	講義	1		2	
		多文化共生と国際貢献－あなたに 何ができるのか－	講義	1		2	
		ワークライフバランスとダイバー シティ	講義	1		2	
		まちづくり論	講義	1		1	
		次世代エネルギーワークショップ	講義	1		2	
		起業家になる	講義	1		2	
		科学館・博物館・美術館から知る 名古屋	講義	1		2	
		中国短期語学研修	講義 実習	1		2	
	フランス短期語学研修	講義 実習	1		2		
	現 代 社 会 の 諸 相	日本国憲法	講義	1		2	
		なぜ憲法が必要なのか	講義	1		2	
		法学入門	講義	1		2	
		知的財産権入門	講義	1		2	
		人と法と医療	講義	1		2	
		経済学：経済と社会	講義	1		2	
		経済学：経済のしくみ	講義	1		2	
		経済学：経済学の考え方	講義	1		2	
経営学：企業と社会、個人の関係		講義	1		2		
経営学：企業活動の諸相		講義	1		2		
経営学：組織を取り巻く諸環境に ついて		講義	1		2		

社会学A	講義	1		2	
社会学B	講義	1		2	
社会学C	講義	1		2	
社会環境論	講義	1		2	
新聞報道の現場から	講義	1		2	
環境行動学と情報リテラシー	講義	1		2	
平和論	講義	1		2	
私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	講義	1		2	
国際政治と社会	講義	1		2	
フィールド研究からみるアジア	講義	1		2	
キー・コンピテンシー	講義	1		2	
シティズンシップ入門	講義	1		2	
地域力を高めるひとづくり	講義	1		2	
琉球・沖縄の歴史・文化を識る	講義	1		2	
日本文化の理解	講義	1		2	
人類学	講義	1		2	
日本語コミュニケーション	講義	1		2	
囲碁に学ぶ	講義	1		2	
死の文化学	講義	1		2	
東ヨーロッパの文化と歴史	講義	1		2	
文化に見る歴史	講義	1		2	
欧州史の中の北欧史	講義	1		2	
アメリカ史入門	講義	1		2	
都市と地域構造の地理学	講義	1		2	
音楽と文化	講義	1		2	
デザインと情報	講義	1		2	
人間と表現	講義	1		2	
自分とみんなで考える哲学	講義	1		2	
討論の中で問題を発見する哲学	講義	1		2	
応用倫理学ー生命倫理の現在	講義	1		2	
心理学概論	講義	1		2	
心理学入門	講義	1		2	
現代教育の諸相	講義	1		2	
次世代育成と地域の課題	講義	1		2	
宗教学入門	講義	1		2	
科学史	講義	1		2	
環境と社会・制度・政治・経済	講義	1		2	
環境科学	講義	1		2	
植物の多様性と環境	講義	1		2	
動物とヒトの進化多様性	講義	1		2	
社会と医学	講義	1		2	

文化と人間性の探求

人間と自然

		くすりと社会	講義	1		2	
		都市と自然	講義	1		2	
		健康と生活	講義	1		2	
		行動生態学	講義	1		2	
	自然と数理の探求	教養として知っておきたい様々な病気の実態	講義	1			2
		創薬と生命	講義	1		2	
		宇宙のなりたち	講義	1		2	
		植物とバイオテクノロジー	講義	1		2	
		エネルギーのサイエンス	講義	1		2	
		バイオサイエンス入門	講義	1		2	
		情報と数理の世界	講義	1		2	
		データサイエンスへの誘い	講義	1		2	
		地球史入門	講義	1		2	
		地域生態学	講義	1		2	
語 学 科 目	英 語	IS: Community	演習	1		1	
		IS: Social Justice	演習	1		1	
		IS: Life & Work	演習	1		1	
		IS: Health & Well-being	演習	1		1	
		IS: The Arts	演習	1		1	
		AE: Make a Difference in Your Community	演習	1		2	
		AE: Interact Internationally	演習	1		2	
		AE: Improve Life Skills	演習	1		2	
		AE: Raise Health/ Environmental Awareness	演習	1		2	
		AE: Produce a Movie	演習	1		2	
		CS: Presentation	演習	1		2	
		CS: Grammar and Usage	演習	1		2	
		CS: TOEIC Preparation	演習	1		2	
		EM: World News	演習	1		2	
		EM: Popular Culture	演習	1		2	
	EM: Reading for Inspiration	演習	1		2		
	EM: Online Articles and Videos	演習	1		2		
	そ の 他 の 言 語	ドイツ語初級 1	演習	1		2	
		ドイツ語初級 2	演習	1		2	
		フランス語初級 1	演習	1		2	
フランス語初級 2		演習	1		2		
中国語初級 1		演習	1		2		

		中国語初級 2	演習	1		2	
		韓国語初級 1	演習	1		2	
		韓国語初級 2	演習	1		2	
		スペイン語初級 1	演習	1		2	
		スペイン語初級 2	演習	1		2	
		日本手話初級 1	演習	1		2	
		日本手話初級 2	演習	1		2	
		ポルトガル語入門	演習	1		2	
		ロシア語入門	演習	1		2	
		イタリア語入門	演習	1		2	
		アラビア語入門	演習	1		2	
		ドイツ語初級会話 1	演習	1			2
		ドイツ語初級会話 2	演習	1			2
		フランス語初級会話 1	演習	1			2
		フランス語初級会話 2	演習	1			2
		中国語初級会話 1	演習	1			2
		中国語初級会話 2	演習	1			2
	情報科目	情報・統計処理	演習	1	2		
		情報処理応用	演習	1			2
	健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	講義	1	2		
	ボランティア科目	ボランティア科目 1	実習	1			1
		ボランティア科目 2	実習	1			1
基礎科目	物理学	力学	講義	1		2	
		電磁気学	講義	1		2	
		波動・熱力学	講義	1		2	
	化学	有機化学	講義	1		2	
		生体分子化学	講義	1		2	
	生物学	基礎生物学	講義	1		2	
	自然科学実験	自然科学実験	実験	1	1		
	数学・統計学	微分積分学	講義	1		2	
		線形代数学 I	講義	1		2	
		線形代数学 II	講義	1		2	
地域参加型学習	医薬看連携地域参加型学習	演習 実習	1	2			

注 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

(一部改正 平成 19 年達第 52 号、平成 20 年達第 41 号、平成 21 年達第 29 号、平成 22 年達第 37 号、平成 23 年達第 16 号、平成 24 年達第 18 号、平成 25 年達第 16 号、平成 26 年達第 11 号、平成 27 年達第 10 号、平成 28 年達第 10 号、平成 30 年達第 19 号、平成 31 年達第 9 号、令和 2 年達第 11 号、令和 3 年達第 8 号、令和 4 年達第 18 号)

別表2

区 分		最低修得必要単位数	
共 通 科 目	一般教養 科目	大学特色科目	4 単位
		現代社会の諸相	4 単位
		文化と人間性の探求	* 4 単位
		人間と自然	2 単位
		自然と数理の探求	
	語学科目	英語	6 単位
		その他の言語	4 単位
	情報科目		2 単位
	健康・スポーツ科目		2 単位
	ボランティア科目		
基 礎 科 目	物理学		4 単位
	化学		4 単位
	生物学		
	自然科学実験		1 単位
	数学・統計学		4 単位
	地域参加型学 習	医薬看連携地 域参加型学習	2 単位
教養教育科目合計		43単位	

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て4単位まで本表*印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成20年達第41号、平成21年達第29号、平成22年達第37号、平成24年達第18号、平成25年達第16号、平成26年達第11号、平成28年達第10号、平成30年達第19号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799 点	800 点以上
TOEFL (iBT)	77～88 点	89 点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS : TOEIC Preparation (2 単位)」又は「CS : Grammar and Usage (2 単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。
(一部改正 平成 20 年達第 41 号、平成 23 年達第 16 号、平成 30 年達第 19 号)

別表 3

区 分	授 業 科 目		授業形態
	コース名	ユニット名	
基礎医学	解剖学コース	肉眼解剖学	講義・実習
		組織学・発生学・神経解剖学	講義・実習
	生化学コース	物質と代謝	講義・実習
		分子と細胞	講義・実習
	生理学コース	植物的機能系	講義・実習
		動物的機能系	講義・実習
臨床基礎 医学	病理学コース	病態病理	講義・実習
		臨床病理	講義・実習
	薬理学コース	薬理学	講義・実習
	感染微生物コース	医動物学	講義・実習
		細菌学	講義・実習
	ウイルス学	講義・実習	
免疫学コース	免疫学	講義・実習	
社会医学	社会医学コース	予防医学基礎	講義・実習・演習
		予防医学応用	講義・実習・演習
		法医学	講義・実習
		法医診断学	講義・演習
		医学・医療倫理	講義
		医学情報学	講義
臨床医学	臨床医学コース	血液・造血器・リンパ系	講義
		神経系	講義
		皮膚系	講義
		運動器系・リハビリテーション	講義
		循環器系	講義
		呼吸器系	講義
		消化器系・内視鏡	講義

		腎・尿路系	講義
		生殖機能	講義
		妊娠と分娩	講義
		乳房	講義
		内分泌・栄養・代謝系	講義
		眼・視覚系	講義
		耳鼻・咽喉・口腔系	講義
		精神系	講義
		臨床感染症学	講義
		成長と発達／発生	講義
		麻酔科学・集中治療医学	講義
		食事と栄養療法	講義
		放射線等を用いる診断と治療	講義
		輸血と移植	講義
		膠原病	講義
		臨床腫瘍学	講義
		救急科	講義
		漢方医学	講義
		臨床処方学	講義
臨床実習	臨床実習コース	臨床実習	実習
		選択制臨床実習	実習
統合教育	総合医学コース	医学入門	講義
		水平統合基礎	講義
		水平統合病態	講義
	行動科学・地域医療学コース	行動科学	講義
		神経科学	講義
		疼痛科学	講義
		疼痛医学（痛みと行動科学）	講義
		コミュニティ・ヘルスケア基礎（IPE）	講義
		コミュニティ・ヘルスケア応用（IPE）	講義・実習
		コミュニティ・ヘルスケア発展（IPE）	講義
		コミュニティ・ヘルスケア実践（IPE）	実習
	研究能力養成コース	学術論文入門	講義・実習
		Scientific Writing and Presentation	講義
		先端研究	講義
		遺伝医学	講義
		基礎自主研修	実習
	臨床能力養成コース	救命救急	講義・実習
		臨床診断推論	講義・演習

	基本臨床技能実習	講義・実習
選択制コース	MD-PhDコース	実習
	BRJ活動	実習

注1 必要がある場合、授業科目及び授業時間数は、教授会の議を経て変更することができる。

注2 コミュニティ・ヘルスケア実践は総合内科臨床実習の一部として行う。

注3 上記科目以外に各段階の評価として以下のものを行う。

臨床前教育（臨床実習資格認定試験、共用試験CBT、共用試験OSCE）

卒業試験（共用試験Post-CC OSCE、総合客観試験）

注4 臨床医学コース（漢方医学及び臨床処方学を除く。）及び疼痛医学（痛みと行動科学）の評価は、臨床実習資格認定試験によって行う。

注5 基本臨床技能実習の評価は、共用試験OSCEによって行う。

注6 IPE : Interprofessional Education

（一部改正 平成19年達第52号、平成20年達第41号、平成21年達第29号、平成22年達第37号、平成23年達第16号、平成26年達第11号、平成27年達第10号、平成30年達第19号、平成31年達第9号、令和2年達第11号、令和3年達第8号、令和4年達第18号）